

# 広報おおだて

No. 74

(毎月 1回発行)  
全世帯に配布発行 昭和37年12月1日発行  
発行所 秋田県大館市役所  
編集兼  
発行人 田村 正六  
印刷所 北鹿新聞社

大館市

(11月1日現在)

人口 59,392

世帯数 12,237

- 暮近になると、思いがけない用事が重なってきます。冬至をはさんで、もっとも日の短いこのごろですから、1日にできる仕事の量は、無理のないように計画し、めんどうなことは月はじめに片づけてしまいましょう。
- 除夜の鐘を聞くまでにあれもこれも……と心はせいても計画通りに運ばなくて、気分的負担になることがあります。お天気にも左右されますが、大掃除とかスス払いなどは月なかばまでにすませておくと安心です。
- 冬休みは年末年始という特別な時期にまたがっているので、みなさんのご家庭では子供さんの指導に一段と留意の必要な時期です。受験をひかえた子供さんの場合は、1日でも2日でもより多く勉強させることも結構ですが年末の忙しさにまきこんで、たのしいお正月への期待のもとに手伝いさせるのも気分転換になり、息苦しさと緊張から開放する一つの方法です。



## 雪がつもったぞ!!

11月20日午後から降りだした初雪は、翌朝までに山間部で30cm、平野部では20cmつりました。この雪は昨年より1週間おそいが、初雪がこんなにつもること

は近年にないことで、人々をあわてさせました。この街の表情をよそに、急におとづれた冬将軍に喜んだのはこどもたちで、雪の降りつもった中を幼稚園へ通うどの顔も、一段と明るいようです。

## 才末たすけあい運動にご協力願います (12月1日～20日)

年の暮をむかえ、市民のみなさんも何かと忙しい毎日をおすごしのことと思います。

まもなく正月がやってまいりますが、私達の中には、生活困窮者、收容施設の児童、長期病気療養の単独者、そのほか不幸な人達がおります。この人達が明る

いお正月を迎えることができるようになれば、これが「才末たすけあい運動」であります。この運動の趣旨がみなさんに理解され、地域における福祉計画の実践活動として年年発展しております。

昨年は、募金総額が20万円で1世帯400

## 執務時間変更のお知らせ

燃料費節約のため、市役所の執務時間を次のとおり変更しましたからお知らせいたします。

執務時間 午前 8時30分から

午後 4時30分まで

期間 12月1日から

38年3月31日まで

円宛交付され大変感謝されております。

今年は、昨年以上の実績をあげるため1世帯当りの目標額を20円以上として各町内担当の民生委員または行政協力員、婦人会員がお願いにあがりますので、この趣旨に賛同され昨年以上のご協力をたまわりますようお願いいたします。

# 市議会臨時会できめられたこと

10月27日から11月10日までの15日間にわたって開かれた臨時市議会できめられたことの主なものは、次のとおりです。

## ◇ 国定資産税をやすくしたこと

昭和30年度から実施してきました不均一課税（地域によって税率の差があった）によって、本庁および积迦内出張所管区域の固定資産税は、他の区域より100分の0.3高くなっているのでこれを今年度から3年間にわたって100分の0.1づつ減税し、昭和39年度から市の全域と同じ税率（標準課税）にするもの。

区域	大館	長木、上川沿 下川沿、真中 二井田、十二 所
年度	積迦内	
37	1.6 100	
38	1.5 100	1.4 100
39	1.4 100	

ただし、防災建築街区造成法に基づく補助を受けた防災建築物については新たに固定資産税を課されることになった年度から5年度分にかぎり、100分の0.7となります。

## ◇ 片山アパートの家賃と、市営住宅の入居基準となる収入基準を上げたこと

今年10月に完成しました片山アパートの家賃がきました。また市営住宅入居資格の要件となっている収入基準および割増賃料徴収の基礎となる収入基準が引き上げられました。

### ◎片山アパートの家賃

1階2.800円 2階2.700円  
3階2.600円

### ◎入居者の資格となる収入基準

○第一種（長木川畔テラス他）および第二種（鉄筋コンクリートのアパート他）の収入が、2万円以上3万6,000円以下に。

○第三種（その他の市営住宅）については2万円以下に。

○扶養親族1人の控除額は2,000円に。



## ◇ 公益質屋の貸付限度額を上げたこと

昭和29年にさだめられた現行の貸付限度額では、その後の経済事情の変動により、利用者に充分その実を与えることができないため、次のように改正

されました。

○1口につき2,000円、1世帯につき1万円以内に。

○事情止むを得ないときは

1口につき3,000円、1世帯につき1万5,000円に。

## ◇ 公平委員を選任したこと

公平委員会とは、職員の権利と義務について定められた地方公務員法の完全実施を目的として設置されたもので現在3名おります。そのうち、いままで委員であった石田良一氏（長木）の任期が満了となりましたが、この臨時議会で再び委員となることの同意を得ました。

市の公平委員は、石田氏のほか藤垣敏治（積迦内）、浜松富蔵（大館）の両氏です。

## ◇ 固定資産評価員を選任したこと

固定資産の評価員として浪岡財政課長が選任されました。

## ◇ 青少年問題協議会に関する条例をつくったこと

協議会は、青少年の指導、育成、保護および矯正についての総合的施策を行うについて必要なことがらを調査し、話し合い、これを適切に実施するため、市長や関係行政機関に対し意見を述べることができる機関で、この条例では、会の組織や運営方法を定めたものです。

これによりますと、協議会の委員は、25名以内で、市會議員、関係行政機関の職員および学識経験者のうちから市長が任命することになり、その任期は2年とされております。

## ◇ へき地に保育所を設ける条例をつくったこと

大館市には、現在学校教育法に基づいて設置された桂城幼稚園と、児童福祉法に基づいて設置された有浦保育園、城南保育園、母子寮附属保育園、積迦内保育園、十二所保育園の5つの保育園および市立でない幼稚園、保育園が数個所あります。

市では、これら法律で定められた保育所を設けることが困難な地域の児童の保育を行うため、へき地保育所設置要綱に基づいて、交通条件および自然

的、経済的、文化的諸条件に恵まれないへき地に保育所をつくるとするもので、このたびは長木の雪沢地区に次の2ヶ所へ設置されました。

○雪沢保育所（長木公民館雪沢分館内）

○新沢保育所（長木公民館新沢分館内）

## ◇ 議員の報酬を上げたこと

最近における他都市の議会議員の報酬引上げおよび公務員の給与改定その他いろいろの事情を考慮し、当市の議会議員の報酬が次のとおり改定されました。

○議長3万円 ○副議長2万6,000円

○議員2万3,000円

## ◇ 議員以外の非常勤特別職員の報酬を上げたこと

非常勤特別職の職員の報酬は、昭和31年以降ほとんど改定を実施していないので、最近における経済事情および他都市の状況等を考慮して次のとおり改定されました。

○教育委員会の委員

○委員長（月）5,000円 ○委員4,000円

○監査委員

○議員中からの選出者（月）4,000円

6,000円

○選挙管理委員会の委員

○委員長（月）2,500円 ○委員2,000円

○補充員（1日）500円

○農業委員会の委員

○会長（月）3,000円 ○部会長2,500円

○委員2,000円

○選挙

○投票管理者および開票管理者

（1選挙）800円 ○選挙長1,000円

○開票立会人および選挙立会人50

0円 ○投票立会人（1日）500円

○消防団員

○団長（年）7,500円 ○副団長6,000円

○分団長3,000円 ○副分団長2,100円

○班長 1,200円 ○副班長 900円

○団員 750円

## ◇ 次の工事を指名競争入札で行うこと

○ 有浦小学校給食室の工事

○ 真中中学校特別教室の増築工事

○ 成章中学校特別教室の増築工事

○ 第三中学校特別教室の増築工事

○ 第三中学校プールの新設工事

○ 十二所地区教育プールの新設工事

○ 二井田公民館ホールの増築工事

○ 葛原牧道（巾3M、長さ1.500M）

の整備事業工事

○ 葛原橋の架替工事（コンクリート橋にするもの）

最近、街路  
樹を折ったり

公園の照明灯をこわしたり、公共物へ  
いたずらする人がおります。これらは

みんなの税金  
で作られ修理さ

れますので、税金を無駄使いしないた  
めにも、おたがいに注意しましょう。

# 家を建てるときは

## みなさんにぜひ知って いただきたいこと

建物を建てる場合、「建築基準法」によらなければならないことは、みなさんご承知のとおりですが、ここでこの法律の中でみなさんにぜひ知っていただきたいことを解説いたします。

### 1 手続

建築基準法による手続きには、いろいろありますが、その主なるものは

#### A 確認申請

建築工事を行う場合は、その敷地、用途、構造、規模または工事種別の重要度に応じて、その設計が法規にあっているかどうかを照合するため、大館の場合は、市役所を通じて北秋田土木事務所へ確認申請書を提出して、その確認を受けなければなりません。

また、建築物以外の工作物でも、高さ6mをこえる煙突、4mをこえる広告塔、2mをこえる擁壁などをつくる場合も確認を受けなければなりません。

#### B 建築工事届および建築物除却届

建築主は、建築確認申請書といっしょに建築工事届を、また除却工事のある場合は建築物除却届を県知事へ提出しなければなりません。

#### C 工事完了届

確認を受けた建築物の工事が完了したとき、建築主は市役所を通じて北秋田土木事務所へ工事完了届を提出してその検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

#### D その他の届出書

鉄筋コンクリートまたは鉄骨造などをする場合は、市役所を通じて北秋田土木事務所へ工程届を提出しなければなりません。

#### E 許可申請

土地区画整理法の適用を受ける地域に建物を建てる場合は、確認申請書とは別に許可申請書を県知事に提出して許可を受けなければなりません。

### 2 建築物の敷地および敷地と道路の関係

建物を建てる場合、その敷地にどれだけの坪数(建築面積)の建物が建てられるか(これを「建ぺい率」という。)、また敷地の位置がどうあったらよいか

#### A 建ぺい率

これは、主として日照、採光、通

風等の衛生上の観点および防火避難の観点から建築物の都市の過密化を防ぐために定められたもので、大館市の場合は次のとおりです。

防火地域 …敷地の8割まで  
準防火地域 } …敷地の7割まで  
その他の地域 }

### B 道路とは

建築基準法で、道路とは次のものをいいます。

#### ○巾4m以上もの

##### ◇公道

○完成されたもの  
○計画道路(2年以内に事業執行予定として指定されたもの)

##### ◇私道

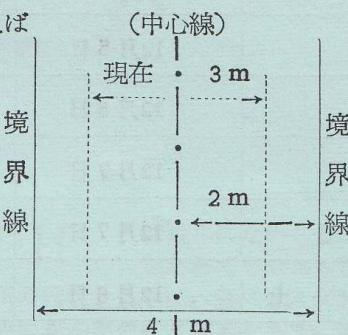
○都市計画区域に指定される前からのもの  
○道路の位置の指定を受けてつくったもの

#### ○巾1.8m以上4m未満のもの

##### ◇公道、私道とも

○都市計画区域に指定される前からある道へ家が並んでいるところで県知事が指定したもの(すでに家が建っているところは、その中心から2m以内は道路とみなされるので、その道路に沿って家を建てる場合は中心線から2m以上さがって建てなければなりません)。

例えば



### あなたの土地や家屋は登録されておりませんか。

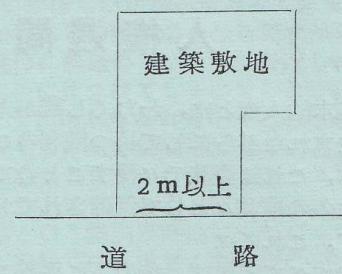
あなたの土地および家屋の権利は法務局の台帳および登記簿に登録されることにより保護されます。

また、次の場合は、1ヶ月以内に申告しないと1万円以下の過料に処せられることがありますので、まだ登録しておらない方は法務局大館支局へ申告して下さい。

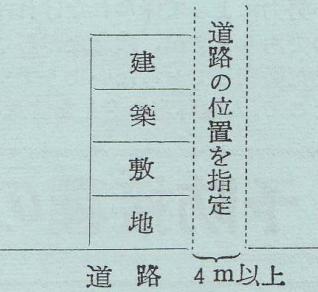
- 1 潟水を埋立てた場合等、あらたに台帳に登録すべき土地が生じたとき。

### C 道路と敷地の関係

○建築物の敷地は、道路に2m以上接していなければなりません。



○道路のない場所に家を建てるような場合は、道路の位置の指定を受けて道路をつくるなければなりません。



○映画館や自動車の車庫など特殊建築物については、県条例で、別に定めています。

### D 私道の変更または廃止の制限

道路の位置指定を受けた私道はもとより私有地ですが、その道路を廃止することによって道路に接しない敷地が生ずるような場合は、自分の土地だからといって勝手に私道を変更したり、廃止することはできないことになっております。

以上、疑問の点がありましたら市役所建設課へおたずね下さい。

## 火の用心

冬期にはいりますと、火災の件数がうなぎのぼりにふえる傾向にあります。

暖房器具、正月を迎えるための不用品の焼却など、わたくし達の周囲は数多くの火災の危険にさらされております。コタツ火の始末については特に気をつけましょう。

- 2 田や畑を宅地にしたり、また原野を畠にした場合等、地目を変換したとき。
- 3 家屋を新築したとき。
- 4 家屋を増築したとき。

- 以上の場合、申告をしないうちに他人に譲渡したときは、譲渡を受けた方が申告しなければなりません。  
なお、申告のことわざられないことがありますましたら法務局大館支局へおたずね下さい。

# 基本的人権は守られているか

人権週間（12月4日～10日）

基本的人権とは、わたくし達が人として生まれながらにして持つ権利のことであり、これは憲法で「侵すことのできない永久の権利」として保障されております。これには

- すべて国民は、法の下に平等である
  - 思想の自由 ○信教の自由
  - 言論の自由 ○学問の自由
- などがあります。

したがって、基本的人権は、わたくし達のものであり、わたくし達自身のたゆまない努力によって保たれなければならぬのであります。残念ながらこの考えはまだ徹底しておらないようです。

そこで、人権尊重の考え方を普及高揚し、

基本的人権が侵されないよう監視し、もし侵された場合はこれを救うために適切な処置をとる機関として、秋田地方法務局に入権擁護課が、またこの任務を強力に推進するため「人権擁護委員」の制度が設けられています。

この機関がこれまでに取扱った人権侵犯事件には

- 公務員がその機権の範囲をこえて人権を侵害した職権濫用事件
- 騒音、煤煙等による公害事件
- 売春関係などの身売り事件
- 部落のつきあいから除外された村八分事件
- 法を無視した私的制裁事件

○封建的考え方から脱しないで行なわれた嫁や使用人、年少者や老人等の酷使虐待事件

○労働者の不当解雇

○借家人追出しのための強制圧迫

○名譽、信用、信教などの自由侵犯

○組織または多衆の威力による侵犯事件

その他、数多くの事件がありました。他人の人権を尊重するとともに、自分の人権を守るために、もし人権が侵されるようなことがありましたら、秋田地方法務局大館支局または法務大臣から委嘱されている次の人の権擁護委員に申出て下さい。もちろん相談料は無料で、格別形式も必要としません。

羽生勇吉（大館・金坂）

工藤秋之助（积迦内）

高清水直子（下川沿）

越性玄恵（真中）

工藤利雄（十二所）

## 予防接種のお知らせ

乳幼児および来春小学校へ入学するお子さまの定期予防接種を次の日程で行います。該当者には通知をおあげしますが、通知もれの場合もありますので、それぞれの場所で受けて下さい。

ところ	種痘の検診	インフルエンザ (第2期)	インフルエンザ (第2回)	百日咳 ジフテリヤ 混合 (第1回)	インフルエンザ (第2回)	百日咳 ジフテリヤ 混合 (第2回)	実施時間	
	来春小学校 入学者	乳 幼 児	来春小学校 入学者	乳 幼 児 (第1,2期)	来春小学校 入学者	乳 幼 児 第1期		
公立大館病院				12月3日	月	12月24日	月	自午後1時30分 至〃3時
石田病院				12月3日	月	12月24日	月	〃
常盤医院				12月4日	火	12月25日	火	〃
石塚医院				12月4日	火	12月25日	火	〃
上川沿公民館				12月5日	水	12月26日	水	自午後1時30分 至〃2時30分
二井田公民館				12月5日	水	12月26日	水	〃
下川沿公民館				12月7日	金	12月27日	木	〃
真中公民館				12月7日	金	12月27日	木	〃
积迦内公民館	12月1日	土	12月8日	土	38年 1月5日	土	〃	
十二所保育園	12月1日	土	12月8日	土	1月5日	土	〃	
長木公民館	12月6日	木	12月11日	火	1月8日	火	〃	
茂内診療所	12月6日	木	12月11日	火	1月8日	火	自午後0時30分 至〃1時30分	

## 水道を寒さから守りましょう

寒さがきびしくなりますと、水道が凍りやすくなりますので、寒気が直接水道管にあたらないように保護して下さい。

水道の凍結を防ぐため、各ご家庭へ「凍止栓」をつけておりますので、おやすみになる前にこの操作を忘れないように

気をつけて下さい。もし操作をおこなうと、水道管を凍らせるばかりでなく破裂させることもあります。また、「凍止栓」を完全にしめないと効果がないほか、地下に水がもれることになりますから特にご注意下さい。

サービスには万全を期しておりますが、故障したご家庭がたくさんありますと、今すぐになおす」ということができないときもあります。

水栓が凍った場合、水栓にタオルをかけ除々にお湯をかけて温めますと、簡単な凍結はすぐとけます。これを2・3度くり返しても水が出ないときは、市役所水道課（電話1217）へ連絡して下さい。